

造 材 基 準 寸 法 書

令 和 7 年 度

静 岡 森 林 管 理 署

材 種	樹 種	採 材 寸 法		摘 要	
		長 級 m	径 級 cm		
一 般 材	ス	4.0	12~14	小径材	
		◎4.0	16上	直材	
		4.0	18~50(元口)	合板用	
	ギ	3.0	12~14	小径材	
		◎3.0	16~22	柱適材	
		2.0	18~50(元口)	合板用	
	ヒ	4.0	12~14	小径材	
		◎4.0	16上	直材	
		4.0	16~50(元口)	合板用	
		ノ	3.0	12~14	小径材
			◎3.0	16~22	柱適材
			キ	3.0	24上
	2.0	16~50(元口)		合板用	
	モ ミ	4.0		40上	少節・直材
低質材	N	2.0~4.0	3上		

採 材 方 針

1. 切断面は原則直伐りとし、合板用については根張りを切り落とすこと。
2. 低質材以外の節は切り残しがないようにし、節径は50mm以下とする。
3. 木口径の3分の1以上の伐倒割れや玉切り割れは、市場での受入れが困難であることから取り除くか低質材とする。
4. スギの黒芯が顕著なものは合板用か低質材とする。
5. 腐れやシミは市場での受入れが困難であるため低質材とする。
6. 全長級について延寸(余尺)を10cm加えること。
7. 一番玉は、根元で◎印の基準材を採材する。但し、地際から1m以内に曲がり・腐れ等の欠点があり、基準材が採材できない場合は当該欠点を除去し、基準材を採材する。
8. 柱材も前記と同様に採材するものとするが、直材及び柱径級であれば1番玉に限らない。
9. ケヤキ等の有用広葉樹や高品質材の採材は監督職員の指示を受けること。
10. 需要ニーズや市場動向に応じ採材を変更する場合もある。
11. 品質劣化を防ぎ有利販売に繋げるため、伐採後3ヶ月以内を目安に出荷できるようにすること。
12. これにより難しい場合は、都度監督職員と協議すること。

《桧積基準表》

材長	2.0m	3.0m柱	4.0m
材積 (m ³)	20~30	15~25	25~50

1. 桧の大きさは、上記の基準表を目安に桧積みを完了させ、桧番号を明記しペンキ等で帯状に塗布し完了を明らかにする。
2. 桧積みにあたっては、木口を揃え、荷崩れ防止の措置を講ずること。
3. 一般材は、樹種別、長級別に分けて桧積みすること。
4. 低質材は、樹種別、長級別に分けて桧積みすること。
5. これにより難しい場合は、都度監督職員と協議すること。